

総合評価方式における配置予定技術者の変更について

この度、技術力評価型総合評価方式、技術実績評価型総合評価方式及び施工能力審査型総合評価方式における配置予定技術者の取扱いについて、下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

詳しくは、各類型の試行要綱等を御覧ください。

記

1 改正内容

配置予定技術者について、工事希望申込後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間は、次のいずれの条件も満たしている場合に、変更を認めることとします。

- ① 新たな配置予定技術者の保有する技術点の合計が、工事希望申込時の配置予定技術者が保有する技術点の合計以上であること
※技術点は、工事希望申込時の配置予定技術者の点数により評価します。
- ② 新たな配置予定技術者の雇用関係等が確認できること
※詳細は「監理技術者等の資格又は雇用関係の確認について」による。

2 施行日

平成26年4月1日以後に公告等を行う案件から適用します。

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当
直通（03）5388-2607